特集 まちづくり基本条例と市民自治推進委員会

との連携

言をまちづくりに有効活用していくこ 力を行い、そこから生まれる意見や提 とを定めています。

くりの飛躍につながります。 づく意見や提言は有用であり、 いるほかの地域の住民の経験などに基 市外でコミュニティ活動などを行って はとても重要ですが、観光客をはじめ、 す市民の活動から生まれる意見や提言 まちづくりを進める際、 地域に暮ら まちづ



▲全国から大学生が集い、登別市の観光政策について提言を行った『第1回全国大学政策フォー ラムin登別』

国及び関係する自治体等

協力に努めなければならない。 あたり、国及び関係自治体等との連携 市は、まちづくりを進めるに

課題の解決などを図るため、 るに当たり、 この条は、 行政区域を越えた共通の 市は、まちづくりを進め 国や関係

> の自主自立が求められており、各自治 する自治体などとの連携・協力に努め 用する必要があります。 体は持てる財源や地域資源を有効に活 なければならないことを定めています。 地方分権の進展により、地方自治体

める方が効率的で質の向上を図ること 住民の福祉の向上を図るよりも、 ができる場合があります。 ほかの自治体と連携して事務事業を進 そのため、一つの自治体のみで地域 国や

国及び道への意見 提案

する意見・提案を積極的に行うものと 道に対して政策及び制度の改善等に関 自主的、自立的発展のために、国及び 公共課題の解決を図るとともに、市の の関係にあることを踏まえて、自らの 市は、 国及び道と対等・協力

説

の改善などに関する意見・提案を積極 的に行うことを定めています。 展のため、国・道に対して政策や制度 図るとともに、市の自主的、自立的発 関係のもと、自らの公共課題の解決を この いわゆる『パートナーシップ』の 条は、 国・道と対等・協力の 関

止され、 委任事務(11%7用語解説⑥参照) 語解説⑤参照)』の施行により、 いわゆる『地方分権一括法 国と地方との関係が制度的に 11 ジ^ハ 用 が廃 機関

> も 『対等・協力』と位置付けられまし

> > 役割を深く認識し、まちづくりにおけ

る国際的な交流や連携を図るよう努め

ることを定めています。

地方分権型社会にふさわしいパートナ れ、また、都道府県と市町村の関係に に応じた行政運営を行うことが求めら 自己責任の原則の下、より地域の実情 ついても、対等・協力の関係の下で、 シップの構築が求められています。 そのため、 地方自治体は自己決定

た今日、平和、人権、環境、

エネルギ

ーなどの地球規模の諸問題についての

海外との接点を持つことが容易になっ

交通機関や情報機器の発達により、

国際交流活動

交流・連携に努めるものとする。 認識し、まちづくりにおける国際的な 会における自治体の責任と役割を深く 第 14 条 市民、市及び議会は、 国際社

説

る市民や市、 る登別市という自治体としての責任と この条は、 議会は、国際社会におけ まちづくりの主体者であ



▲登別デンマーク協会が、デンマークからの研修 生マチルデ・ラスムッセンさん(左)を受け入 れて開催した『デンマーク料理教室』

第5章 行政の政策活動 されています。

とりが国際理解を深める必要があると 持つ人びとと交流の輪を広げ、一人ひ 増してきており、異なる歴史・文化を 対応が地方自治体においても重要性を

総合計 阃

のもとに策定しなければならない。 を実現するための基本計画(以下「総 を明らかにする基本構想及び基本構想 合計画」という。)を広く市民の参画 基本計画を具体的に実施するにあ 市は、市の将来のあるべき姿

たり、実施計画を策定する。

との整合性を図るものとする。 別計画等を策定する場合は、総合計 おける基本的な方向を明らかにする個 かりやすく公表しなければならない。 を踏まえて策定しなければならない。 覧表で表示するとともに、市民にわ 実施計画において実施する政策は 総合計画以外に特定の政策分野に 実施計画は、行政評価や財政状況